

令和5年度 介護保険料

あなたは市民税を課税されていますか？

いいえ

はい

あなたの世帯に市民税の課税者はいますか？

いいえ

はい

課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を控除した額)の合計はいくらですか？

課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を控除した額)の合計はいくらですか？

合計所得金額はいくらですか？

80万円以下

120万円以下

120万円を超える

80万円以下

80万円を超える

120万円未満

210万円未満

320万円未満

320万円以上

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
	基準額×0.30	基準額×0.50	基準額×0.70	基準額×0.90	基準額	基準額×1.20	基準額×1.30	基準額×1.50	基準額×1.70
保険料(年額)	20,100円	33,500円	46,900円	60,200円	66,900円	80,300円	87,000円	100,400円	113,800円

- 生活保護を受給されている方・老齢福祉年金を受給されている方(世帯が全員非課税)は、第1段階(20,100円)になります。
- 課税年金収入額とは・・・国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の公的年金等の収入額のことです。※障害年金・遺族年金などは含まれません。
- 合計所得金額とは・・・収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額です。※第1～5段階については合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。
- ※平成30年度税制改正に伴う所得控除等の影響を考慮し、保険料算定に影響が生じないように調整されます。
- 保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。